

一般社団法人 日本産婦人科乳腺医学会 認定医制度規則・細則 Q&A 集

I. 所属地域外の乳腺医学会への参加

Q1: 自身の所属する地域以外の地域産婦人科乳腺医学会の参加も認められますか?

A1: 参加点、研修実績ともに認められます。

II. 学会発表

Q2: 1つの学会で、複数の学会発表あるいは共同発表を行った場合に複数回分が認められますか?

A2: 複数回分は認められず1学会当たり1発表が認められます。

例: 本会総会で2題発表した場合、参加による研修実績10点+学会発表8点=合計18点が認められます。

III. 地域の研究会

Q3: 外科の先生を中心とした地域の乳房疾患に関する研究会に参加しています。

研修実績として認められますか?

A3: 乳房疾患認定医 更新時計上ポイント項目リストの講習会・セミナー受講、講師の12;本会が共催、あるいは認定する講習会、セミナー受講を適応して3点が認められます。

注: プログラム等を添付して申請して下さい。各地域の乳腺研究会や画像研究会、乳がん従事者講習会などはこれに相当すると思います。

IV. その他の活動

Q4: 乳房疾患認定医 更新時計上ポイントのその他の活動 2その他 乳癌に関する活動(読影に参加など)が1点~10点となっています。点数に幅があるのは何故ですか?

A4: 実際の乳がん診療における活動状況を評価します。目安として

- ・ 検診や診療の読影を手伝っている場合(1~3点)から、
- ・ 主として読影を行っている場合(4~7点)、
- ・ あるいは本格的に検診、診療を行っている場合(8~10点)までであると思います。

注: 読影実績、診療実績などを記載して自己申告して下さい。研修の場合、その研修が「研修実績点数表」のどの点数に相当するか判断し、研修内容を記載したうえで自己申告して下さい。

V. ランクアップ試験

Q5: 超音波、マンモグラフィーのランクアップ試験は研修実績として認められますか?

A5: 研修実績にはなりません。

VI. 認定医試験の際の講義

Q6: 認定医試験の際に行われる講義を受けたいのですが参加費は申請料と同じですか?

A6: 半額の5,000円です。

VII. 第22回日本産婦人科乳腺医学会の取り扱い

Q7: 施行細則施行日が2016年3月7日ですが、3月6日に行われた第22回日本産婦人科乳腺医学会学会での発表は研修実績にならないのですか?

A7: 研修実績の点数は3月7日から適用となりますので、2016年3月6日の発表は研修実績となりません。なお、学会参加研修実績10点は従来通り認められます。

VIII. 2019年度の申請について

Q8: 変更された更新時の研修実績ポイントは遡って認められるのですか?

A8: 認められません。施行日(2016年3月7日)以降の研修実績から変更したポイントとなります。